

平成20年7月29日開催

## 総務常任委員会資料【所管事務調査】

合併前の上越市の区域への地域自治区の設置について	・・・・・・・・	1～4
【参考資料1】合併前の上越市の区域における地域自治区についての市民説明会（平成19年7月10日～8月11日に実施）における主な意見・質問（概要）	・・・・・・・・	5～7
【参考資料2】合併前の上越市の区域における地域自治区についての市民説明会（平成19年10月15日～11月15日に実施）における主な意見・質問（概要）	・・・・・・・・	8～10
【参考資料3】パブリックコメント「地域自治区の制度案」	・・・・・・・・	11～17
【参考資料4】パブリックコメント結果公表	・・・・・・・・	18～26

企画・地域振興部

所管委員会	総務常任委員会
提出課	自治・地域振興課

## 合併前の上越市の区域への地域自治区の設置について

### 1 これまでの主な取組の経過

年月	内容
H17.1	・地域自治区制度スタート（「地域自治区の設置に関する協議書」に基づき13の旧町村の区域に設置）
H17.2	・地域協議会委員を公募。13区のうち5区で選任投票を実施 ・13区の地域協議会委員を選任
H19.1	・上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会より報告
H19.3	・市議会3月定例会の総括質疑や一般質問において、市長が「合併前の上越市の区域における地域自治区については平成20年4月の設置を目指す」旨を答弁
H19.7	・地域自治区フォーラムを開催（会場：上越教育大学講堂、参加者210人）
H19.7-8	・「合併前の上越市の区域における地域自治区についての市民説明会」を開催（17会場、参加者734人） 会場での主な質問・意見は参考資料1（P5～P7）のとおり
H19.10	・市議会自治基本問題調査特別委員会において制度案（区域等）を説明
H19.10-11	・「合併前の上越市の区域における地域自治区についての市民説明会」（二回目）を開催（16会場、参加者551人） 会場での主な質問・意見は参考資料2（P8～P10）のとおり
H19.11	・「地域自治区の制度案」について、パブリックコメントを実施 制度案は参考資料3（P11～P17）、制度案への意見等に対する市の考え方は参考資料4（P18～P26）のとおり
H20.1	・市議会自治基本問題調査特別委員会において、今後の方針として、「現在、合併特例法に基づき設置している13の地域自治区を、平成20年4月、地方自治法に基づく一般制度に移行する」 「その際に定める条例には、合併前上越市の区域への設置は規定しない」 「今後、同区域については速やかな設置をめざすこととし、議会と議論を行った上で、市民への説明を行う」 ことを報告
H20.2	・市議会2月臨時会において「上越市地域自治区の設置に関する条例」が可決 ・同条例では、平成20年4月に13区を地方自治法による制度に移行し、合併前の上越市の区域の地域自治区は、今後、検討を加え、速やかに設置していくことを規定

H20.4	・上越市自治基本条例が施行（地域自治区の設置を規定） ・13区の地域協議会委員を改選（13区全てにおいて選任投票は実施されず）
-------	--

### 2 設置に向けた今後のスケジュール

#### （1）基本的な考え方

##### ア 制度案の確定時期

合併前の上越市の区域に地域自治区を設置するための制度案については、平成20年度中の確定を目指す。

- ・「上越市地域自治区の設置に関する条例」の改正案は、平成21年3月議会での上程を目指す。
- ・当該条例の改正案の議会上程までに、総務常任委員会での所管事務調査や、市民への周知・説明を同時並行で行う。
- ・当該条例の改正案（地域自治区の区域や事務所、地域協議会委員の定数等）についてのパブリックコメントは、平成20年12月頃を目途に実施する。

##### イ 制度の施行時期

当該制度については、平成21年10月の施行を目指す。

- ・改正条例の施行期日（制度の導入時期）については、地域協議会委員の選任投票を市長選挙と同時にを行うという考え方にに基づき、平成21年10月とする。

#### （2）制度案の確定に向けた主な手順

##### ア 市議会総務常任委員会の所管事務調査

総務常任委員会の所管事務調査は、7月、8月、10月に各1回の開催を依頼する。所管事務調査での調査内容は以下のとおりとする。

開催時期	第1回 (7月29日)	第2回 (8月下旬・予定)	第3回 (10月中旬・予定)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの主な取組の経過</li> <li>・設置に向けた今後のスケジュール</li> <li>・今後の市民への周知・説明</li> <li>・制度案の検討項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度案の検討項目についての論点整理</li> <li>・市民への周知・説明の状況報告 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度案の骨格の提示</li> <li>・市民への周知・説明の状況報告 等</li> </ul>

### イ 市民への周知・説明

市民への周知・説明は、議会との議論の状況を踏まえつつ、制度の導入時まで間断なく取り組むものとする。

## 3 今後の市民への周知・説明について

### (1) これまでの経過等

これまで市民説明会等を通じて当該制度の周知を図ってきたが、説明会への参加状況をみると、広く市民に周知が図られたとは言い難い状況にあった。

当該制度の趣旨に鑑みると、説明会に参加した市民以外にも説明を尽くすことが重要であることから、周知活動をより一層推進するものとする。

### (2) 基本的な考え方

周知すべき対象の拡大

- ・当該制度の全市的な認知度と関心度の向上を図るため、より多くの市民や各界各層への情報提供の推進、説明の機会の確保を図る。

情報作成の工夫

- ・より分かりやすい内容とするため、制度の目的の明確化など内容の充実はもとより、難解な用語を用いず、ビジュアル面にも配慮した説明の実施、資料の作成を行う。

### (3) 具体的な取組案

#### ア 制度案検討過程を通じた周知

職域団体及び市民活動団体等との意見交換会

(目的・内容)

- ・地域自治区制度を活用したまちづくりの具体的なイメージを形成し、同制度の導入に向けた関心を高めることに向け、職域団体及び市民活動団体などと意見交換を行う。

(実施時期)

- ・制度案の検討過程(平成20年8月～9月)

#### イ 市民への説明機会の確保

地域自治区を語る会(市全体の説明会)

(目的・内容)

- ・制度案について、広く市民に説明し、意見を聴くための会を開催する(市内3箇所程度)

(実施時期)

- ・制度案が概ね確定した後(平成20年11月下旬頃)

職域団体及び市民活動団体等への出張説明会

(目的・内容)

- ・制度案について、職域団体及び市民活動団体、地縁団体等に説明するための会を開催する。

(実施時期)

- ・制度案が概ね確定した後、随時(平成20年10月中旬～)

#### 参考

地区別の市民説明会

(目的・内容)

- ・確定した制度について、地域の住民を対象とした説明会を開催する。

(実施時期)

- ・制度の確定後、施行までの間実施(平成21年4月～平成21年10月)



## 4 合併前の上越市の区域に設置する際の検討項目

### (1) 設置の法的根拠

#### 地方自治法（抄）

##### （地域自治区の設置）

- 第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。
- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

##### （地域協議会の設置及び構成員）

- 第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。
- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

#### 上越市自治基本条例（抄）

##### （都市内分権）

- 第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

##### （地域自治区）

- 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。
- 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。
- 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域内に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

#### 上越市地域自治区の設置に関する条例

##### （趣旨）

- 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4第1項の規定に基づく地域自治区の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 附 則

##### （市の全域における地域自治区の設置）

- 8 市は、市の全域において地域自治区を設置するため、速やかに、第2条の表に掲げる区域以外の区域に設ける地域自治区について検討を加え、必要な改正を行うものとする。

合併前上越市への地域自治区設置にあたり上記条例の改正が必要となる事項

- ・ 地域自治区の区域・名称、事務所の位置・名称・所管区域、地域協議会の名称、地域協議会委員の定数

### (2) 制度検討にあたっての基本認識

合併前上越市の地域自治区は、旧町村を地域自治区の区域の単位とする合併特例法ではなく、地方自治法を設置根拠とするなど、13区とは異なる背景で設置することとなるが、将来的には全ての地域自治区は同様の制度・仕組みによって運営していく。

### (3) 具体的な検討項目

#### ア 地域自治区の区域・名称

上記(2)の基本認識を踏まえ、地域自治区の目的に沿った区域の設定を再度提示する。

#### イ 地域自治区の事務所

事務所の役割、事務分掌、位置・所管区域、職員配置等について再度整理する。

#### ウ 地域協議会

地域協議会の役割、委員定数について再度整理する。